令和７年度の山形市人事行政の運営等の状況の公表について

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第５８条の２及び山形市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年市条例第２号）の規定に基づき、市政運営の透明性及び公平性を高めるため、職員数・給与等、令和７年度の人事行政の運営等の状況について、その概要を次のとおり公表します。なお、他の年度の状況についても一部掲載しています。

令和８年１０月３０日

山形市長　佐　藤　孝　弘

１　職員の任免及び職員数に関する状況

⑴　部門別職員数

※各年度４月１日現在　（人）

部門		職員数						対前年増減数			増減の主な理由（正職員）
		令和8年度			令和7年度						
		正職員	再任用	会計年度	正職員	再任用	会計年度	正職員	再任用	会計年度	
一般行政部門	議会	18	0	0	17	0	0	1	0	0	育児休業取得に伴う一時増員
	総務	276	6	0	267	7	0	9	△１	0	市史編さん準備業務の増、全国都市問題会議開催業務の増
	税務	101	3	0	103	3	0	△２	0	0	システム標準化対応業務の減
	民生	285	8	79	283	8	70	2	0	9	放課後児童クラブのあり方検討業務の増
	衛生	175	5	0	170	3	0	5	2	0	鳥獣被害対策体制の一元化及び体制強化による増
	労働	4	0	0	4	0	0	0	0	0	
	農水	63	1	0	64	0	0	△１	1	0	鳥獣被害対策体制の一元化による減
	商工	54	1	0	48	1	0	6	0	0	観光基本計画策定業務の増、宿泊税導入業務の増
	土木	196	3	0	197	2	0	△１	1	0	福島県被災市町村派遣業務の減
	小計	1,172	27	79	1,153	24	70	19	3	9	
特別行政部門	教育	247	29	0	242	28	0	5	1	0	小中学校空調設備整備業務の増、新市民会館整備体制強化による増
	消防	290	6	0	281	5	0	9	1	0	消防職員定員適正化計画に基づく新規採用職員の増
	小計	537	35	0	523	33	0	14	2	0	
公営企業等会計部門	病院	629	13	66	622	12	62	7	1	4	欠員補充による増
	水道	122	6	0	121	6	0	1	0	0	欠員補充による増
	下水道	41	1	0	41	1	0	0	0	0	
	その他	71	0	0	71	0	0	0	0	0	
	小計	863	20	66	855	19	62	8	1	4	
合　計		2,572	82	145	2,531	76	132	41	6	13	

注１：職員数は一般職に属する職員数。地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く（再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を含める）。

２：公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・卸売市場の各事業会計に属する職員の合計。

⑵　採用者数の状況　　（人）

職種区分	令和７年度					令和６年度					増減
	競争試験による採用	選考による採用	再任用による採用		小計	競争試験による採用	選考による採用	再任用による採用		小計	
			定年前	暫定				定年前	暫定		
行政	35	0	2	9	46	19	0	1	0	20	26
土木	6	0	1	0	7	6	0	0	0	6	1
電気	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	△ 1
建築	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0
林業	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0
保健師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育士	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
管理栄養士	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0
獣医師	0	3	0	0	3	0	3	0	0	3	0
社会福祉士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医師	0	32	0	0	32	0	31	0	0	31	1
看護師	18	0	3	4	25	9	0	2	0	11	14
薬剤師	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	0
臨床検査技師	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
臨床工学技士	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	△ 1
作業療法士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指導主事	0	6	0	0	6	0	5	0	0	5	1
教員	0	6	0	1	7	0	6	0	0	6	1
消防士	15	0	0	1	16	15	0	0	0	15	1
技能労務職	1	0	0	10	11	1	0	4	0	5	6
合計	86	47	6	25	164	59	45	7	0	111	53

注：「定年前」⇒ 定年年齢到達前に退職した職員のうち、60 歳以上の者を定年年齢到達年度まで再び採用すること。

「暫定」　⇒ 定年年齢到達後に退職した職員を再び採用すること。

・会計年度任用職員（フルタイム）　　（人）

職種区分	令和７年度	令和６年度	増減
一般事務	2	3	△ 1
保育士	63	61	2
看護師	30	27	3
准看護師	0	1	△ 1
診療放射線技師	2	3	△ 1
臨床検査技師	11	11	0
臨床工学技士	0	0	0
理学療法士	3	3	0
言語聴覚士	1	1	0
作業療法士	2	2	0
管理栄養士	4	4	0
社会福祉士	4	4	0
視能訓練士	4	4	0
歯科衛生士	13	12	1
診療情報管理士	1	1	0
医師	2	1	1
その他専門的業務	1	0	1
合計	143	138	5

⑶　退職者数の状況　　（人）

職種区分	令和７年度						令和６年度						増減
	定年	勧奨	普通	死亡	懲戒	小計	定年	勧奨	普通	死亡	懲戒	小計	
行政	0	11	24	0	0	35	12	5	16	0	0	33	2
土木	0	2	1	0	0	3	1	0	7	0	0	8	△ 5
農業土木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0
建築	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	△ 1
化学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	△ 1
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	△ 1
保健師	0	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	2	△ 1
保育士	0	1	2	0	0	3	0	1	1	0	0	2	1
栄養士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理栄養士	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	△ 1
精神保健福祉士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医師	2	0	26	0	0	28	1	0	17	0	0	18	10
獣医師	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0
看護師	0	4	19	0	0	23	3	7	15	0	0	25	△ 2
薬剤師	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0
診療放射線技師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨床検査技師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨床工学技士	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
理学療法士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作業療法士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指導主事	0	0	7	0	0	7	0	0	7	0	0	7	0
教員	0	0	6	0	1	7	1	0	5	0	0	6	1
消防士	0	1	6	2	0	9	2	2	4	0	0	8	1
技能労務職	0	0	2	0	0	2	7	0	0	0	0	7	△ 5
合計	2	19	100	2	1	124	28	17	79	0	0	124	0

注１：「定年」⇒ 職員の定年は、令和６年度は６１歳、令和７年度は６２歳（医師・歯科医師はいずれも６５歳）
　２：「勧奨」⇒ 一定要件を満たす退職希望者からの申出を受け、定年前に退職すること。
　３：「普通」⇒ 自己都合による退職などのこと。
　４：「懲戒」⇒ 懲戒処分としての免職のこと。
　５：指導主事・教員については、転入・転出を含む。

⑷　再任用職員数の状況　　※各年度４月１日現在　（人）

職種区分	令和７年度			令和６年度			増減
	フルタイム	短時間	小計	フルタイム	短時間	小計	
行政	0	22	22	0	15	15	7
土木	0	5	5	0	4	4	1
電気	0	0	0	0	1	1	△ 1
建築	0	0	0	0	1	1	△ 1
機械	0	0	0	0	0	0	0
保育士	0	0	0	0	0	0	0
看護師	0	10	10	0	5	5	5
准看護師	0	0	0	0	0	0	0
臨床工学技士	0	0	0	0	0	0	0
臨床検査技師	0	1	1	0	2	2	△ 1
診療放射線技師	0	1	1	0	1	1	0
消防	0	3	3	0	4	4	△ 1
技能労務職	0	29	29	0	32	32	△ 3
教員	5	0	5	4	0	4	1
合計	5	71	76	4	65	69	7

注１：「再任用職員」⇒ 定年退職等で退職後、再び採用された職員のこと。任期を更新した職員を含む。
　２：「フルタイム」⇒ 一般の職員と同様、１週当たり３８時間４５分勤務すること。
　３：「短時間」　　⇒ 一般の職員より短い、１週当たり１５時間３０分～３１時間勤務すること。

⑸　職員採用における競争試験の実施状況　　（人）

試験区分	（A）受験者数			一次合格者数			二次受験者数			（B）最終合格者数			補欠合格者			倍率
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	（A/B）
上級行政	46	33	79	23	8	31	22	7	29	12	4	16	0	0	0	4.9
上級行政（再募集）	30	10	40	13	8	21	11	7	18	5	2	7	0	0	0	5.7
上級行政（障がい者対象）	3	1	4	2	1	3	2	1	3	1	0	1	0	0	0	4.0
上級行政（社会人経験者）	41	17	58	23	7	30	21	6	27	12	4	16	0	0	0	3.6
上級行政（社会人経験者）（再募集）	5	5	10	4	2	6	4	2	6	4	1	5	0	0	0	2.0
上級行政（特別選考）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
上級土木（先行実施）	3	0	3	3	0	3	2	0	2	1	0	1	0	0	0	3.0
上級土木	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	1.0
上級土木（再募集）	4	0	4	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2.0
上級土木（社会人経験者）	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1.0
上級土木（社会人経験者）（再募集）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
上級建築	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	－
上級建築（再募集）	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
上級建築（社会人経験者）	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1.0
上級電気	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
上級電気（再募集）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
上級電気（社会人経験者）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
上級林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
上級林業（再募集）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
上級林業（社会人経験者）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
保健師	0	13	13	0	5	5	0	0	0	0	2	2	0	0	0	6.5
獣医師（免許保有者）通年	1	2	3	1	2	3	0	0	0	1	2	3	0	0	0	1.0
薬剤師（保健所業務）	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1.0
初級行政	19	19	38	9	16	25	9	16	25	5	10	15	0	0	0	2.5
初級行政（障がい者対象）	1	1	2	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	2.0
初級土木	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	0	2	0	0	0	1.5
保育士	2	5	7	1	4	5	1	2	3	1	2	3	0	0	0	2.3
技能労務職	9	1	10	3	0	3	2	0	2	1	0	1	0	0	0	10.0
薬剤師（病院業務）	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	－
看護師	1	26	27	1	26	27	1	26	27	1	24	25	0	0	0	1.1
看護師（再募集）	1	6	7	1	6	7	0	0	0	1	5	6	0	0	0	1.2
臨床工学技士	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
消防士（大学卒業程度）	11	1	12	7	1	8	7	1	8	7	1	8	0	0	0	1.5
消防士（高校卒業程度）	22	2	24	19	2	21	18	0	18	7	0	7	8	0	8	3.4
合計	206	147	353	117	94	211	104	71	175	64	61	125	8	0	8	2.8

2　職員の人事評価の状況

人事評価は、職員が発揮した能力や業績等を的確に評価し、職員の能力向上及び意識改革を図り、組織目標の達成及び職場内コミュニケーションの活性化を目的として、一般職の全職員を対象に能力評価と業績評価を実施しています。

能力評価とは、職位に応じて求められる能力等について、職員として期待し求められる具体的な行動例を基準として設定し、その度合いを評価するものです。

業績評価とは、組織として要求される目標を基に、職員各自が業績目標を設定し、どの程度達成したかの評価をするものです。

評価結果は、任用、給与その他の人事管理の基礎として活用しています。

人事評価の方法	人事評価の期間	
能力評価		令和６年１０月１日から令和７年９月３０日まで
業績評価	前期	令和７年　４月１日から令和７年９月３０日まで
	後期	令和７年１０月１日から令和８年３月３１日まで

3　職員の給与の状況

市職員の給与は、国家公務員の給与を基本として、市議会の議決を経て条例で定めています。

⑴　人件費の状況　（令和７年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）	令和6年度の人件費率
232,570人	114,189,917千円	2,153,852千円	17,779,984千円	15.6%	15.5%

注：住民基本台帳人口は、令和８年３月３１日現在。

⑵　特別職の給与の状況

区　分		月　額
給　料	市　長	1,066,000円
	副市長	843,000円
報　酬	議　長	740,000円
	副議長	690,000円
	議　員	640,000円

注：期末手当の年間支給月数は、令和７年４月１日現在

市長、副市長は 3.30 月（6 月期：1.625 月、12 月期：1.675 月）

議長、副議長、議員は 3.45 月（6 月期：1.70 月、12 月期：1.75 月）

⑶　職員の初任給及び経験年数別平均給料月額　　（令和７年４月１日現在）

区　分		山形市				国	
		初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	初任給	
一般行政職	大学卒	222,900円	282,996円	306,280円	355,744円	一般職	220,000円
	高校卒	189,700円	250,400円	285,850円	306,967円	一般職	188,000円
技能労務職	高校卒	187,900円			※311,950円		
薬剤師（保健所業務）	大学6卒	247,400円					
獣医師	大学6卒	258,300円					

注１：経験年数は、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数
　２：※は、当該階層の職員数が３人以下のため近似階層の職員を含めた平均給料月額

⑷　職員給与費の状況　　（令和７年度普通会計決算）

職員数（A）	給　与　費				（参考）職員一人当たりの人件費（B/A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
1,685人	6,875,352千円	1,563,642千円	2,888,814千円	11,327,808千円	6,723千円

注１：職員手当には退職手当を含まない。
　２：職員数は、令和７年４月１日現在。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員は含まれていない。
　３：給与費は、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

⑸　職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢　　（令和７年４月１日現在）

区　分		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
国	行政（一）	332,237円	414,480円	41.9歳
山形県	一般行政職	336,000円	363,000円	43.4歳
山形市	一般行政職	329,900円	359,457円	41.1歳

注：平均給与は、国の積算方法に倣った「国ベース」で算出

⑹　昇給の状況

区　分		一般行政職
令和７年度	職員数（A）	981人
	昇給した職員数（B）	828人
	比率（B/A）	84.4%
令和６年度	職員数（A）	972人
	昇給した職員数（B）	829人
	比率（B/A）	85.3%

⑺　職員の退職手当の状況　　（令和７年４月１日現在）

区　分		山形市		国	
		自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 （５０歳以上の職員は、1年につき２%加算）		定年前早期退職特例措置 （４５歳以上の職員は、1年につき３% （５９歳は２%）加算）	
退職時の特別昇給					
一人当たりの平均支給額		11,543千円			

注：一人当たりの平均支給額は、令和７年度の実績（会計年度任用職員を除く）。

（８）　特殊勤務手当の状況　　（各年度普通会計決算）

	令和７年度	令和６年度
職員一人当たりの支給年額	14,902円	16,816円
手当の種類	19種類	18種類
手当が支給された職員の割合	21.8%	23.1%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
動産等差押手当	左記の業務の従事者	市税等の滞納処分のうち、財産の差押業務等	日額４００円
行旅死亡人取扱手当	左記の業務の従事者	行旅死亡人の取扱業務	１件４，０００円
社会福祉業務手当	社会福祉法第１５条の規定による指導監督等を行う職員	極めて処遇困難な対象者宅を訪問しての指導監督業務等	日額５００円
防疫手当	防疫に従事する職員	感染症の疑いのある者の救護業務又は感染症の病原体に汚染された物件の処理業務	日額２９０円
ごみ及びし尿直接接触処理業務手当	左記の業務の従事者	①　ごみ及びし尿への直接身体的接触を伴う業務 ②　家畜の畜舎内における牛又は豚の伝染病の予防接種の補助業務	日額４００円
特殊自動車運転手当	左記の業務の従事者	道路交通法施行規則第２条の表に掲げる大型特殊自動車及び小型特殊自動車（道路整備用特殊自動車等）の運転業務	日額２６０円

消防夜間特殊業務手当	交代制勤務を正規の勤務とする消防職員	深夜の通信及び受付業務	1勤務４００～６００円
高所作業手当	左記業務の従事者	地上又は水面１０m以上の高所での消防活動又は保守営繕等の業務	日額又は1勤務 ２００～３００円
機関員手当	機関員に指定された消防職員	消防ポンプ自動車の機関操作業務	1勤務２００円
夜間除雪作業手当	左記業務の従事者	深夜に行われる道路の除雪業務	1勤務1，５００円
夜間守衛業務手当	守衛業務に従事する職員	正規の勤務時間としての深夜勤務	1勤務６００円
消防感染危険手当	消防職員で左記の業務に従事した職員	救急、火災防御及び救助のため出勤し、当該業務に従事した際の死体、出血者及び感染症感染者の措置業務	1勤務２００円
公衆衛生医師手当	公衆衛生業務に従事する医師	公衆衛生業務	月額２１５，０００円を超えない範囲内で規則で定める額
野犬捕獲作業等手当	左記の業務の従事者	狂犬病予防法の規定に基づき野犬を捕獲し、又は処分する業務	日額３６０円
精神福祉業務手当	左記の業務の従事者	精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定に基づき行う調査、精神保健指定医の診察の立ち会い、相談及び指導業務等	日額２９０円
環境保全業務手当	左記の業務の従事者	①工場等の立入検査に伴う有害物質等の調査業務 ②公共用水域の水質保全のために行う汚泥等の採取業務 ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく廃棄物が放置されている場所の調査・現状回復等業務 ④維持管理が不適正な浄化槽を検査する業務	日額２３０円
救急救命士手当	救急救命士の資格を有する消防職員で、救急のため出動し、かつ、左記の行為を伴う救急業務に従事した職員	①救急救命士法施行規則第 21 条に規定する救急救命処置 ②エピネフリン製剤によるエピネフリンの投与（①に該当するものを除く。） ③血糖測定器を用いて行う血糖の測定	出動1回につき ５１０円
災害応急作業等手当	左記の業務の従事者	①異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う避難所等の運営に関する作業、り災証明に係る	日額７１０～ ２，１６０円

		家屋調査に関する作業、避難所等における避難者の健康管理に関する作業 ②異常な自然現象により重大な災害が発生した河川の堤防等の現場で行う巡回監視 ③②の現場における重大な災害の発生した箇所等で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 ④噴火により重大な災害が発生した場合等に、居住者等が避難のための立退きを指示された地域等において行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督、測量、測量の監督等の作業 ⑤緊急消防援助隊として出動して行う消防の応援等、山形県広域消防相互応援協定に基づき出動して行う消防活動	
危険鳥獣等対応業務手当	左記の業務の従事者	①危険鳥獣等の捕獲、放獣、捜索、追跡に関する業務 ②危険鳥獣等の個体調査、排泄物の調査に関する業務	日額４００～ １，６２０円

⑼　時間外勤務手当　　（各年度普通会計決算）

	令和７年度	令和６年度
職員一人当たりの支給年額	410,338円	478,404円

⑽　ラスパイレス指数（行政職給料表適用職員を対象）

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

令和７年度	令和６年度	令和５年度	令和４年度	令和３年度
99.7	100.0	100.3	100.7	100.8

⑾　通勤手当及び期末・勤勉手当　　（令和７年４月１日現在）

	山形市			国		
通勤手当	交通機関利用の場合	限度額 月額 150,000円		交通機関利用の場合	限度額 月額 150,000円	
	自動車等の場合	通勤距離に応じて 月額 6,000～38,700円		自動車等の場合	通勤距離に応じて 月額 2,000～38,700円	
期末手当 勤勉手当		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	６月	1.25月分 (0.70月分)	1.05月分 (0.50月分)	６月	1.25月分 (0.70月分)	1.05月分 (0.50月分)
	12月	1.275月分 (0.725月分)	1.075月分 (0.525月分)	12月	1.275月分 (0.725月分)	1.075月分 (0.525月分)

	合　計	2.525月分 （1.425月分）	2.125月分 （1.025月分）	合　計	2.525月分 （1.425月分）	2.125月分 （1.025月分）

注：期末手当、勤勉手当の（　）内の数字は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合

⑿　地域手当　　（令和７年４月１日現在）

	山形市	国
東京都特別区に在勤する職員	給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の１００分の２０	俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額の１００分の２０
医師	給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の１００分の１６	俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額の１００分の１６

注：国の俸給は山形市の給料に、俸給の特別調整額は管理職手当に相当する。

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間、各種休暇等の勤務条件については、市条例・規則において定められています。

⑴　勤務時間（週３８時間４５分勤務の一般的なもの）　　（令和７年４月１日現在）

勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	１日の勤務時間
午前８時３０分	午後５時１５分	正午～午後１時	７時間４５分

⑵　各種休暇の概要

○年次有給休暇　・・・　１年につき２０日以内の付与（未取得日数分は２０日を上限に、翌年に限り繰越し可能）

○病気休暇　　・・・　職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇

	承認基準	取得可能期間
病気休暇（有給）	公務上又は通勤時の負傷又は疾病	必要と認められる期間
	結核性疾患	１年６月以内で必要と認められる期間
	悪性新生物による疾病等任命権者が特に必要と認める疾病	１８０日以内で必要と認められる期間
	上記以外の負傷又は疾病	９０日以内で必要と認められる期間
	病気休暇・休職からの復職後も通常勤務が困難な場合	６０日以内で必要と認められる期間中 １日につき必要と認められる時間

○特別休暇　・・・　結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として認められる休暇

・正職員及び再任用短時間勤務職員

	承認基準	取得可能期間
特別休暇（有給）	公民権の行使	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
	骨髄移植のためのドナー登録・検査・提供	必要と認められる期間
	ボランティア活動	１年で５日以内

	結婚	連続する7日以内の期間
	女性職員の出産	産前8週以内、産後8週（多胎の場合は産前１４週以内、産後１４週）
	生後１歳６か月に達しない子の育児	１日９０分以内（２回に分割可）
	子の看護等	１年で５日以内 （子が２名以上の場合は１０日）
	乳幼児の法定健康診査及び法定予防接種	必要と認められる時間
	要介護者・親族の介護 （短期介護休暇）	要介護者・親族は１年で５日以内 （要介護者が２名以上の場合は１０日）
	女性職員の生理	必要と認められる期間
	妊産婦法定健診	必要と認められる時間
	妊娠職員の母体・胎児保護のための通勤緩和	出勤又は退勤時につき１日を通じて１時間以内
	妊娠職員の母体・胎児保護のための休息及び補食	必要と認められる時間
	妻の出産	２日以内
	妻の出産に当たっての、その出産に係る子又は小学校就学前の子の養育	産前６週以内、産後１年以内の期間で５日以内
	出生サポート	１年で５日以内 （不妊治療に係る通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合は１０日）
	忌引	続柄等に応じ、連続する１～１０日以内の期間
	追悼行事	１日以内の期間
	夏季休暇	６～９月の間に６日以内の期間
	リフレッシュ休暇	３日以内の期間
	感染症発生による交通遮断及び入院	必要と認められる期間
	住居の滅失又は損壊（のおそれ）	１５日（おそれがある場合は3日）以内の期間
	災害等発生による通勤困難	必要と認められる期間
	通勤途上における災害等発生時の安全確保	必要と認められる期間

・会計年度任用職員（フルタイム）

承認基準		取得可能期間
特別休暇（有給）	公民権の行使	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
	結婚	連続する５日以内の期間
	妊産婦法定健診	必要と認められる期間
	妊娠職員の母体・胎児保護のための通勤緩和	出勤又は退勤時につき１日を通じて１時間以内
	妊娠職員の母体・胎児保護のための休息及び補食	必要と認められる期間
	忌引	続柄等に応じ、連続する１～7日以内の期間
	夏季休暇	６～９月の間に３日以内の期間
	感染症発生による交通遮断	必要と認められる時間
	住居の滅失又は損壊	7日以内の期間
	災害等発生による通勤困難	必要と認められる期間
	通勤途上における災害等発生時の安全確保	必要と認められる時間
	女性職員の出産	産前６週以内、産後８週（多胎の場合は産前１４週以内）
	妻の出産	２日以内
	妻の出産に当たっての、その出産に係る子又は小学校就学前の子の養育	産前６週以内、産後８週以内の期間で５日以内
	出生サポート	１年で５日以内 （不妊治療に係る通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合は１０日）
	負傷又は疾病	１年度で１０日以内
	骨髄移植のためのドナー登録・検査・提供	必要と認められる時間
	生後１年に達しない子の育児	１日２回それぞれ３０分以内の期間
	子の看護等	１年度で５日以内 （子が２名以上の場合は１０日）
	要介護者の介護	１年度で５日以内 （要介護者が２名以上の場合は１０日）
特別休暇（無給）	女性職員の生理	必要と認められる期間
	妊産婦の疾病	必要と認められる期間
	公務上の負傷又は疾病	必要と認められる期間

○介護休暇 ・・・ 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

承認基準		取得可能期間
介護休暇（無給）	家族の介護	通算６月以内の期間（３分割まで可） ※会計年度任用職員（フルタイム）は９３日以内
介護時間（無給）	家族の介護	連続する３年以内の期間

5　休業の状況

休業とは、比較的長期にわたり、連続して勤務時間の全部または一部を勤務しないことができる制度です。

・正規職員及び再任用短時間勤務職員　（令和７年度）

区分	令和７年度中に新たに育児休業取得可能となった職員	育児休業取得者数（※）	前年度からの育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数	配偶者同行休業者数
男性	45 人	42 人	4 人	5 人	0 人	0 人
女性	34 人	34 人	61 人	31 人	0 人	0 人
合計	79 人	76 人	65 人	36 人	0 人	0 人

注：「育　児　休　業」⇒ 子が３歳に達するまで休業できる制度
「部　分　休　業」⇒ 子が小学校就学の始期に達するまでの間、１日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度
「育児短時間勤務」⇒ 子が小学校就学の始期に達するまでの間、短時間の勤務をすることができる制度
「配偶者同行休業」⇒ 外国に滞在する配偶者と生活を共にするため休業することができる制度
※ 令和７年度中に取得可能となり、取得した者のほか、前年度以前に取得可能となり令和７年度から新たに取得した者を含む。

・会計年度任用職員（フルタイム）　（令和７年度）

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性	0 人	0 人
女性	4 人	0 人
合計	4 人	0 人

注：「育児休業」⇒ 子が１歳に達するまで休業できる制度
「部分休業」⇒ 子が３歳に達するまでの間、１日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度

6　職員の分限及び懲戒の処分の状況

⑴　分限処分者数

「分限処分」は、公務能率確保の観点から、本人の意に反し、本人の身分を不利益に変動させる処分です。不利益処分のため、地方公務員法で定める事由に対応した処分のみ行います。

事由	令和７年度				令和６年度			
	降給	降任	休職	免職	降給	降任	休職	免職
心身の故障	0 人	0 人	29 人	0 人	0 人	0 人	25 人	0 人

注１：「降給」⇒ 現在の給料の額よりも低い額に下げる処分
２：「降任」⇒ 現在の職位よりも下位の職位に下げる処分
３：「休職」⇒ 一定期間職務に従事させない処分（一部給料の支給あり）
４：「免職」⇒ 山形市職員としての身分を失わせる処分（退職手当の支給あり）

⑵　懲戒処分者数

「懲戒処分」は、職員の一定の義務違反に対し、職員の道義的責任を問うことにより公務の規律と秩序を維持することを目的とする制裁的な処分です。不利益処分のため、地方公務員法で定める事由においてのみ処分を行います。

主たる事由	令和７年度				令和６年度			
	戒告	減給	停職	免職	戒告	減給	停職	免職
法令違反	０人	０人	１人	０人	０人	０人	０人	０人
職務上の義務違反又は職務怠慢	２人	３人	１人	１人	０人	０人	０人	０人
非行行為	０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人	０人

注１：「戒告」⇒ 職員の義務違反の責任を確認するとともに、矯正を求め将来を戒める処分
２：「減給」⇒ 一定期間、現在の給料の額から一定割合を減額する処分
３：「停職」⇒ 一定期間職務に従事させない処分（給料の支給なし）
４：「免職」⇒ 山形市職員としての身分を失わせる処分（退職手当の支給なし）

7　職員の服務の状況

⑴　営利企業等への従事許可と従事報告

地方公務員法の規定により、一般職の職員（パートタイム会計年度任用職員を除く。）は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むこと、及び報酬を得て事業に従事することができません。これは、職員の職務専念義務が損なわれることを未然に防止するため、また、職務の公正を確保し、職の信用を保持するための規制措置です。許可される場合の主な例として次のものがあります。

・部課長等が、市の出資法人の非常勤取締役に無報酬で就任する場合
・職員が居住地区等の消防団員として、消火・水防業務等に従事する場合

また、会計年度任用職員のうち、パートタイム会計年度任用職員が営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むこと、及び報酬を得て事業に従事する場合は、任命権者へ報告をする必要があります。

⑵　職務専念義務の免除

地方公務員法の規定により、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、職員は、勤務中、職務に専念する義務が課せられています。例外的に、職務専念義務が免除される場合の主な例として次のものがあります。

・研修を受ける場合
・国、他の地方公共団体、学校その他公共的団体から依頼を受けて講演又は講義をする場合

8　職員の退職管理の状況

地方公務員法の規定により、地方公共団体においては職員の退職管理に関する事項を条例等で定め、適正な管理を行うこととされています。

山形市においては、市条例及び規則を制定し、元職員による働きかけの規制等、適正な退職管理の取組を行っています。

職員の再就職の状況（令和７年７月１日～令和８年６月３０日）

区分	再就職先		
	民間企業等	関係団体	その他
人数	６人	４人	０人

※対象者…在職時に課長級以上の職にあり、退職後２年以内の者のうち、営利企業等に再就職した者

9　職員の研修の状況

職員研修の実施状況（主なもの）　（令和７年度）

研修体系		主な概要	研修の区分	実施数	受講者数
集合研修	基本研修	職務遂行に必要な知識、技能、態度等を修得するために行う階層別研修	新規採用職員研修、一般職員研修、監督者研修、管理者研修	19 件	1,276 人
	特別研修	より専門的な知識や技能等を修得するための研修	政策研修、法令研修、実務研修等	20 件	1,976 人
派遣研修		専門的な知識や技術等を修得するため、職員を各種研修機関や団体等に派遣して行う研修		31 件	59 人
合　　計				70 件	3,311 人

１０　職員の福祉及び利益の保護の状況

⑴　職員の福利厚生事業の概要

共済組合とは山形県市町村職員共済組合を、互助会とは山形県市町村職員互助会を、厚生会とは山形市職員厚生会をいいます。

ア　保健事業の概要（主なもの）　（令和７年度）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	定期健康診断、がん検診	市・共済組合
人間ドック	日帰り人間ドック、１泊２日人間ドック、脳ドック	互助会・厚生会
メンタルヘルスケア	ストレスチェック、産業カウンセラー・臨床心理士による相談、カウンセラーによる電話及びWeb相談	市・共済組合

イ　給付事業の概要（主なもの）　（令和７年度）

事　　項	共済組合	互助会	厚生会
職員が死亡したとき	埋葬料 遺族共済年金	弔慰金	死亡弔慰金
職員が傷病になったとき	療養費・高額療養費・移送費・一部負担金払戻金 傷病手当金	一部負担金補助金	傷病見舞金
職員が出産したとき	出産費		出産祝金

ウ　厚生会の事業費負担状況　（令和７年度）

職員一人当たりの掛金額	事業主の公費負担額	事業主の公費負担割合
給料月額×0.2%＋500 円	4,942 千円	職員：事業主　＝　1：0.14

⑵　公務災害の状況　　（令和７年度）

	認定件数
公務災害	32 件
通勤災害	3 件
合　計	35 件

⑶　勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行います。

令和６年度末係属件数	令和７年度中要求件数	令和７年度中処理件数		令和７年度末係属件数
		却　下	判　定	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

⑷　不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申し立てがあった場合に、これを審査し、不服申し立てに理由があると認めた場合は、処分の取り消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取り扱いを是正するための指示を行います。

令和６年度末係属件数	令和７年度中要求件数	令和７年度中処理件数		令和７年度末係属件数
		却　下	判　定	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件